

宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成17年3月29日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉
宮城県監査委員 中 沢 幸 男
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成17年2月16日

2 通知のあった日

宮城県知事

平成17年3月15日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税込の確保を図る必要がある。

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(2) 築館県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税込の確保を図る必要がある。

□ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(3) 石巻県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税込の確保を図る必要がある。

□ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(4) 食肉衛生検査所

イ 監査委員の報告の内容

旅費、需用費における支払の遅れ及び諸手当、契約事務の不適切な事務処理等が多数認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

□ 措置の内容

事務分担を見直すとともに、職員の資質の向上に努め、事務執行に係る組織内部のチェック体制の強化見直し等を行い、適正な事務処理が行えるよう改善した。

(5) 石巻地方振興事務所(旧石巻漁港事務所)

イ 監査委員の報告の内容

漁港施設使用料及び行政代執行に係る特別納付金において、収入未済があったので、今後の収納促進を図る必要がある。

□ 措置の内容

訪問しての督促や関係機関に資産状況の照会を行い、資産を確認するなど収納促進に努めることとした。なお、今後とも、収入未済の原因となる長期係留船の発生防止のため監視・指導の徹底を図ることとした。

